

令和元年度

第 28 回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月30日（月）午後1時30分～午後2時15分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	出	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	出	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 報告第1号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について
5. 臨席者
6. 事務局 渡辺良英事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席2番 泉 信之 議席3番 門 茂子

局 長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻前ですが皆さんお揃いですので只今から第 28 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶要旨)</p>
井下会長	<p>1 委員の皆様には大変お忙しい中、全員の方の出席をいただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>今月は台風等の影響が心配されることも何日かあったわけですが、結果的には直接に影響もなく順調に農作業等が進んでいることと思います。</p> <p>酪農関係ではデントコーンの収穫も明日中には完了する予定です。収量も多く、1年間の十分な飼料の確保ができたのではないかと考えております。</p> <p>また、畑作関係でも全ての作物において平年を上回る収量が期待できるかのように聞いております。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。それではこの後は、井下会長の進行により総会を進めてまいります。</p>
議 長	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 2 番 泉 委員、3 番 門 委員にお願い致します。経過報告を事務局からお願いします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今、経過報告がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは議事に入らせていただきます。1 ページ報告第 1 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題と致します。「番号 1 番、2 番」を事務局一括説明願います。</p>
係 長	<p>報告第 1 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」ご説明いたします。農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行規則第 53 条第 14 号に規定する標記農地転用について、下記のとおり実施したい旨届出がありましたのでご報告いたします。本案件は、認定電気通信事業者が携帯</p>

	<p>電話無線中継施設の設置を目的として、必要とする農地を賃貸借して転用を行うものでありますが、農林水産省令の定めるところにより許可不要案件となっているものです。</p> <p>番号1番及び2番の届出人は東京都港区東新橋 丁目 番号 です。番号1番の土地につきましては二宮 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、所有者は二宮 番地 さんです。次に番号2番の土地につきましては農野牛 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、所有者は農野牛 番地 さんです。この2件の権利形態は賃貸借で、転用区分は永久転用です。事業目的、工期は記載のとおりであります。なお2ページから7ページに位置図、平面図等を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、9月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員及び嘉藤委員から、それぞれご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>12番です。内容につきましては事務局の方から説明があったとおりでして、周辺の農地にも影響ないと思われまますのでよろしくお願ひします。</p>
委 員	<p>5番です。ただいま事務局から説明があったとおりでして、圃場の隅で問題ない所ですのでよろしく審議願ひます。</p>
議 長	<p>只今、根本委員及び嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かご質問等ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように報告済みといたします。続きまして8ページ議案第1号「土地の現況証明願について」を議題と致します。「番号1番」を事務局説明願ひます。</p>
係 長	<p>議案第1号土地の現況証明願についてご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番です。土地につきましては礼文内 番地 ほか 筆、地目は公簿畑ですが、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は合計で m²、調査地目は原野です。土地所有者、申請者共に池田町字清見 番地の さんで、申請目的は地目変更登記のためです。9ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>

議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、9月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります荻野委員からご説明願いたいと思います。
委 員	11番です。詳細については事務局の方から説明があったとおりです。この土地は以前 さんが営農されていた時に使用されていたが、かなり水はけの悪い土地であり、 さんが離農されてから他の農業者が借りてくれることもなく、現況は木も生えており農地として使用できる状況ではありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委 員	8番です。申請地の間の細い土地ですが 番地 でしょうか、どなたかの土地なのか、どのような土地なのか、参考までにお伺いします。
局 長	番地 ですが、所有者は となっており、登記地目については公衆用道路ということでございます。
議 長	よろしいですか。ほかにごございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして10ページ 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 を議題と致します。事務局「 番号1番 」を説明願います。
係 長	<p>議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。</p> <p>番号1番ですが、設定を受けていた方は礼文内 番地 さん、設定をしていた方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地 、土地につきましては記載のとおりです。中間管理事業による賃借権の設定がされておりましたが、賃借人の さんが経営規模を縮小することから解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和元年9月5日です。引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。

委員	<p>13 番です。農地中間管理機構と賃借権設定されているものが解約ということですが、規約等に何年というものはないのでしょようか。</p>
局長	<p>中間管理事業によって賃借権の設定されている土地については、農地の出し手と受け手となる中間管理機構である 〃 〃 との権利設定は 10 年間となっております。今回の案件に関しましては、〃 〃 〃 からの借り手である 〃 〃 〃 さんについては、最初の段階から高齢なので本人の希望により 5 年間だけということの設定となっております。残りの 5 年については新たに地域の方に借りていただくか、もしくは自分がまだ体調等問題なく使用できそうだったら継続して借りるといことでありました。別の案件ですが 4 月だったでしょうか、その時は離農ということによって返還されておりますが、中間管理機構としては地域で再度調整していただければ問題ないということでもあります。</p> <p>ただ、交付金を受けている出し手の方は、万が一新たな借り手が見つからず 10 年間満たさなくなった場合は、出し手が受けていた交付金は返還しなければなりません。今回につきましては、前回の案件同様、残りの期間について利用してくれる人がいるということで返還の心配はないということです。</p>
委員	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、通知書のとおり決定とします。続きまして 11 ページ議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
係長	<p>議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>番号 1 番ですが、貸人は池田町字川合 〃 番地 〃 〃 〃 さん、借人は池田町字千代田 〃 番地 〃 〃 〃 さんです。土地につきましては北栄 〃 番地ほか筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で 〃 〃 m²です。〃 〃 〃 さんの経営内容についてはここに記載のとおりです。設定の理由ですが、貸人の営農廃止に伴い規模拡大を希望される借人に貸付け、経営安定を図るものです。</p> <p>借賃は年額 〃 〃 〃 円、10 a 当たり 〃 〃 〃 円となっております。なお、12 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終ります。</p>

議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、9月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員からご説明願いたいと思います。
委 員	4番です。この件に関しまして今回 さんが営農をやめるということで、豊頃町内の土地ですけれども3条ということで池田町の農業者が借りるということ。問題ないかと思っておりますのでご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	只今、村上委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということでございますので、通知書のとおり決定とします。続きまして13ページ議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。
係 長	<p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番及び後に審議いただく2番及び3番全ての案件は、豊頃町簡易堆肥盤整備事業に伴う転用申請であり、はじめに全案件共通する事項から説明します。まず転用区分は永久転用で、転用の理由は家畜排せつ物を有効活用し、農業生産性の向上を図るため簡易堆肥盤の造成敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが、14ページをご覧ください。全案件共通しますのでこのページでご説明しますが、立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で、補助金は 千円、残り 千円は自己資金です。次に権利を有する者の同意ですが、抵当権が設定されている場合には承諾書が添付されています。</p> <p>工期は許可の日から令和元年11月30日まで、土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われれます。</p> <p>それでは13ページに戻りまして番号1番ですが、申請人礼作別 番地 さん、土地は農野牛 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²です。審査内容は14ページに、関係位置図は15～16ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、

	<p>9月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります嘉藤委員からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>5番です。ただいま事務局から詳細に説明があったとおりでして現地調査の際も取付けから圃場に入っすぐの所であり適当な場所であったと思いますので、よろしく審議の方お願いいたします。</p>
議長	<p>只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。関連がありますので「番号2番、番号3番」の2件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
係長	<p>番号2番、3番を説明します。まず2番ですが、申請人は統内 番地 さん、土地は統内 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²です。審査内容は17ページに、関係位置図は18～19ページに添付してございます。次に番号3番です。申請人は統内 番地 さん、土地は統内 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²です。審査内容は20ページに、関係位置図は21～22ページに添付してございます。以上で番号2番、3番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、9月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>2番です。ただいま事務局から詳細に説明があったとおりでして、場所についても何ら問題ないということで調査時には確認いたしました。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして23ページ議案第5号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。</p>

<p>係 長</p>	<p>議案第 5 号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号 1 番ですが、利用権の設定を受ける方は農野牛 番地 さん、設定をする方は農野牛 番地 さんで、土地につきましては農野牛 番地の内ほか 筆、地目は公簿畑、原野及び山林、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和元年 10 月 2 日公告の日から終期は令和 11 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。25 ページに位置図、26 ページから 29 ページに求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、9 月 18 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には荻野委員がなっております。荻野委員の方からご説明願いたいと思いません。</p>
<p>委 員</p>	<p>11 番です。詳細はただいま事務局から説明があったとおりです。調整会議には さんのお父さんの さんが両者から委任され出席されておりました。地域的には問題ないということですのでこのように調整させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いません。ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして 30 ページ議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。関連がありますので「番号 1 番、2 番」の 2 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第 6 号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営</p>

	<p>基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願いご審議願いたいと思います。</p> <p>番号 1 番、2 番についてご説明いたします。利用権の設定を行う方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地、番号 1 番の設定を受ける方は統内 番地 さんです。土地につきましては礼作別 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和元年 10 月 2 日公告の日から終期は令和 6 年 8 月 1 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。32 ページに位置図を添付してございます。次に番号 2 番の設定を受ける方は幌岡 番地 さんです。土地につきましては幌岡 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和元年 10 月 2 日公告の日から終期は令和 6 年 8 月 1 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。33 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>本件は農地売買支援事業による賃貸借で、 が 8 月に礼作別 さん、茂岩栄町 さんから取得した土地を 5 年間貸付後、 さんからの取得分は さんに、 さんからの取得分は さんにそれぞれ売渡す予定になっております。</p> <p>以上で番号 1 番、2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、番号 1 番につきましては 6 月 18 日に、番号 2 番につきましては 5 月 17 日に現地調査並びに調整会議を取り行っておりまして、調整委員長の竹下委員、荻野委員には 7 月 31 日の総会を含め、この案件についての報告を数回受けておりますので、今回は説明を省かせていただきます。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 3 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>それでは番号 3 番ですが、利用権の設定を受ける方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地、設定を行う方は池田町字川合 番地 さんです。設定する土地は、北栄 番地ほか 筆で、地目は公簿、現</p>

	<p>況共に畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和元年 10 月 2 日公告の日、対価の支払い期限は令和元年 11 月 14 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円です。</p> <p>本件は農地売買支援事業で が取得するもので、先月の総会において買入要請についてご審議願った案件です。なお、5 年後の買受予定者は、北栄 番地 さんです。なお 34 ページに位置図を添付してごさいます。</p> <p>以上で番号 3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、8 月 19 日に現地調査並びに調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には 泉 委員 がなっております 泉 委員 の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>2 番です。ただいま事務局から詳細に説明があったとおりでして、 さんからの売渡しについて売買支援事業を利用するというので、説明にあったとおり 5 年後には さんが買入れを行うということです。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、 泉 委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ごさいませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでごさいますので、このように決定をさせていただきます。続きまして 35 ページ議案第 7 号「農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について」を議題と致します。「番号 1 番」を事務局説明願います。</p>
係 長	<p>議案第 7 号農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、豊頃町より意見を求められた下記の農用地利用配分計画（案）についてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農地中間管理事業に基づき、農業公社が平成 26 年 12 月 3 日付の公告により中間管理権を取得した農地について、借入れしていた農業者の経営規模縮小により返還されたことから、新たな借入希望者に賃借権の設定を目的として農用地利用配分計画（案）を定めるものであり、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び事業規程に適合し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項に規定する農用地利用配分計画内容の各認可要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号 1 番ですが、利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、設定を行う方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地</p>

	<p>で、土地につきましては礼文内 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は5年間、始期は令和元年11月15日公告の日から終期は令和6年12月2日までです。借賃は年額 、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。37ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、9月18日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には嘉藤委員がなっております。嘉藤委員の方からご説明願いたいと思いません。</p>
委 員	<p>5番です。ただいま事務局から説明があったとおりでありますが、この件に関しましては、先ほどの議案第2号での合意解約を受けて地域で残りの期間の配分を協議した結果 さんにということでありまして、条件等につきましては前の賃借人と同様ということですのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いません。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p>
局 長	<p>以上をもちまして総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。 (閉会の挨拶)</p> <p>閉 会</p>